

理 由 書

本理由書は、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、春日部都市計画都市高速鉄道の決定についての理由を示したものです。

I. 春日部都市計画区域における位置等

春日部都市計画区域は、都心から約35km圏、埼玉県の一部に位置しています。

また、春日部都市計画区域に含まれる土地の区域は、春日部市の行政区域の全域です。

【東武鉄道伊勢崎線】

本路線は、春日部市緑町六丁目を起点とし、春日部市梅田一丁目に至る延長約3,020mの都市高速鉄道です。

【東武鉄道野田線】

本路線は、春日部市粕壁字八木崎を起点とし、春日部市牛島字熊ノ木に至る延長約3,520mの都市高速鉄道です。

II. 決定理由

東武鉄道伊勢崎線及び東武鉄道野田線の春日部駅付近において鉄道を高架化することで、都市交通の円滑化及び地域の活性化・中心市街地の一体化を図るため、都市高速鉄道として決定するものです。

III. 決定の内容

名 称	延長	構造	決定内容
東武鉄道伊勢崎線	約3,020m	嵩上式 地表式	新規決定
東武鉄道野田線	約3,520m	嵩上式 地表式	新規決定

IV. 関連する都市計画

本都市計画都市高速鉄道の決定にあわせ、以下の都市計画を決定（変更）する予定です。

- ①道路（埼玉県決定）
- ②用途地域（春日部市決定）
- ③防火地域及び準防火地域（春日部市決定）
- ④道路（春日部市決定）
- ⑤駐車場（春日部市決定）
- ⑥地区計画（春日部市決定）